

摂津市商工会会員事業所優良従業員表彰規程

(総 則)

第1条 摂津市商工会（以下、本会という。）会員事業所の優良従業員の表彰は、この規程の定めるところによる。

(表彰目的)

第2条 従業員の勤労意欲の向上及び能率増進に寄与することを目的とする。

(優良従業員の条件)

第3条 本会会員事業所の従業員（役員・家族従業員を除く）で毎年4月1日を基準として、次に掲げる条件を満たすものとする。

(1)従業員は満5年以上勤続し、勤務状況が優良で、なおかつ功績のあるものとし、1社につき1名を推薦することができる。

(推薦者及び推薦方法)

第4条 推薦者は、当該事業所の代表者とする。

2. 推薦期限は11月15日とし、推薦書の持参または郵送およびメールによるものとする。

(被表彰者の決定)

第5条 本会会長は、推薦された優良従業員について表彰審査委員会に諮り被表彰者を決定する。

(表彰審査委員会)

第6条 表彰審査委員会は、労働福祉委員会委員及び副会長、専務理事をもって構成する。

2. 審査委員会の委員長は労働福祉委員会委員長をもってあてる。

3. 審査委員会は委員長の招集によって開催する。

4. 委員長に事故あるとき、又は欠員のときは労働福祉委員会副委員長が委員長の職務を代理するものとする。

(被表彰者数)

第7条 被表彰者数は、35名以内とする。

2. 特に必要ある場合は、前項の規定にかかわらず増員して表彰することができる。

(表 彰)

第8条 表彰は当該年度内に、本会会長より賞状及び記念品を授与して行う。

第9条 その他、必要な事項については本会会長がこれを定める。

付 則

この規程は、昭和52年10月1日よりこれを施行する。

(一部改正)

1. この規程の一部改正は、平成2年8月8日より適用する。

2. この規程の一部改正は、平成6年4月1日より適用する。

3. この規程の一部改正は、平成7年4月1日より適用する。

4. この規程の一部改正（第3条第1号）は、平成17年7月1日より適用する。

5. この規定の一部改正（第3条及び第4条並びに第7条第1号）は令和2年8月1日より適用する。